

自動車運送事業者に対する飲酒・酒気帯び運転等に対する行政処分強化について ～10月1日から、飲酒・酒気帯び運転に対する処分量定が、初違反 最大 300 日車～

国土交通省は、本年10月1日から、行政処分基準を強化する。飲酒・酒気帯び運転に対する「指導監督義務違反」「点呼の実施違反」を新設。初違反100日車、再違反200日車の車両使用停止を科し、車両使用停止の量定を初違反で最大300日車に引き上げる。

今回の処分基準の改正強化は、当初、2025年1月に施行予定だったが、悪質な法令違反が常態化している自動車運送事業者に対し、より強力かつ重点的に改善を促すため、適用開始を前倒しした。併せて、トラック運送事業者のみ「勤務時間等告示」の遵守違反と点呼の未実施に対する処分量定も引き上げた。

各事業所におかれましては、今回の改正を踏まえ、引き続き、飲酒運転根絶に向けた取組みの徹底方お願いいたします。

【おもな改正点】

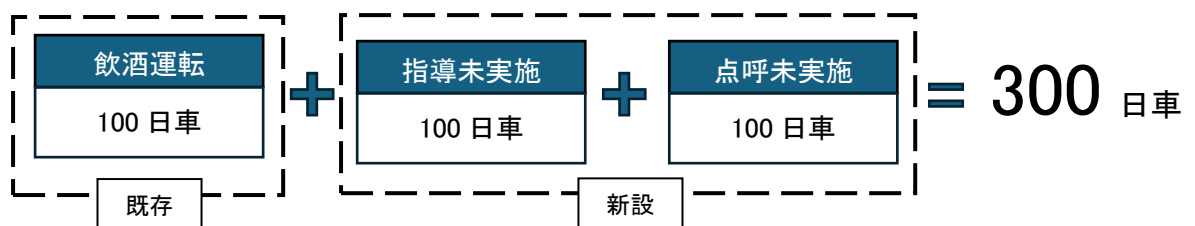
1. 飲酒運転に係る行政処分基準の強化に伴い、以下の点が新設

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施（初違反：100日車、再違反：200日車）

●点呼の実施違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において点呼が未実施（初違反：100日車、再違反：200日車）



2. 勤務時間等告示の遵守違反、点呼の未実施について、処分量定の引上げ（※）

（※）違反件数に比例した処分の導入

●勤務時間等告示の遵守違反

- 改正前 未遵守計16件以上（初違反20日車、再違反40日車）
- 改正後 未遵守計6件以上（初違反）未遵守1件当たり2日車
（再違反）未遵守1件当たり4日車

●点呼の未実施

- 改正前 未実施50件以上（初違反20日車、再違反40日車）
- 改正後 未実施20件以上（初違反）未実施1件当たり1日車
（再違反）未実施1件当たり2日車

（行政処分等を行うべき違反行為及び日車数の考え方については、あらためてご案内いたします。）